令和7年 月 日

### 一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住所申請者商号又は名称代表者氏名

**印** 

令和7年10月29日付け入札告示のありました、<u>令和8年度通常損失補償標準単価等策定</u> <u>に係る市場価格等の調査業務</u>に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書 類を添えて申請します。

なお、当社は、下記1の要件を全て満たすこと、並びにこの申請書及び添付書類の内容 については、事実と相違ないことを誓約します。

記

## 1 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」であり、札幌市内に事務所を有する者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が

著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条第 1項に規定する登録を物件部門又は営業補償・特殊補償部門において受けていること。

### 2 添付書類

(1) 上記 1(6)の参加資格を満たすことが確認できる書類

※ 本申請書について、電子メールにより送付する場合は、押印を省略できる。

# 入札書

入札金額	金	円
調達件名	令和8年度通常損失補償標準単価等策定に係る 市場価格等の調査業務	

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者 心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

令和7年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所入 札 者商号又は名称職 ・ 氏 名

钔

入札代理人 氏 名

印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと(ただし、金額の訂正はできない。)。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委 任 状

令和7年 月 日

(あて先) 札幌市長

> 住 所 委任者 商号又は名称 職 · 氏 名

印

調達件名 令和8年度通常損失補償標準単価等策定に係る市場価格等の 調査業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任 します。

記

受任者 氏 名

印

- 2 代理人(受任者)の印は、入札(見積)書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

### 役務一第6号様式 役務契約約款(令和7年3月1日施行)

- 51条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書( 設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とす る役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行 しなければならない
- /なけれはならない。 受託者は、役務(この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。)を、この契約の 履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額 を支払うものとする。 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3
- この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。 4
- の契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、請求、指示、催告、表示及び 解除は、原則として書面にて行わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (契約保証金)
- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。 ただし 委託者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の 納付を免除した場合は、この限りでない。
- 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。 (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。 (再委託の禁止)
- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでは ない。
- 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、 あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規 定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その
- 他必要な事項の通知を求めることができる。 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者 に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものと する。(監督等)
- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を この契約の履行を確保するものとする。
- 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ た場合には、その補正等の措置をしなければならない。 (委託者に対する損害賠償)
- 第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定 めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。 (第三者に対する損害賠償)
- 第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損 害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。 (検査等)
- 第9条 受託者は、【別表に定める各月の期間ごとの】役務を完了したときは、遅滞なくそ の旨を委託者に通知しなければならない。
- 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下 「検査期間」という。) に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」とい う。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなけ ればならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用す る。
- (契約金額の支払)
- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、【別表に定める各月の期間ごとの】契約金額の支払を請求することができる。
- 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期

限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数か ら差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超える ときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契

約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立まで の間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。 (履行遅延の場合における違約金等)

づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において 定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき 又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅 延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる 契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられない ときは、この限りでない。

とさは、この限りでない。 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に 役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる 。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的 を達することができない場合においては、この限りでない。 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた 場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した 額の遅延利息の支払を募託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金 額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完
  - 了した後においても、同様とする。 (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条件 規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第 1項に規定する納付命令)が確定したとき。

受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6

- の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止 法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき
- 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た だし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念 に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)

履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。 (2)

(3)

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をするこ とができる。 (1) 役務が履行不能であるとき。

- 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (2)
- 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に (3)表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することがで きないとき。
- 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ れば契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないで その期間を経過したとき。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定によ り一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違 反する行為をしたとき。

- (7)第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡した とき。
- (8)
- 受託者が次のいずれかに該当するとき。 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している 者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締 結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以 下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同 じ。) 又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定

する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき

- こし。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると 又は便宜を供与するな
- 認められるとき。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
- 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連 契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら
- 、当該者と契約を締結したと認められるとき。 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合 (へに該当する場合を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するの に足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難 い重大な事由があると認められるとき
- 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、 当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。 この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支 払わなければならない。
- 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ず
- ることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除を することができない

(契約が解除された場合等の賠償金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の 10に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額 を賠償金として請求することができる。

前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合 (1)

- 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合 (2)
- 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75 (1)
- 号)の規定により選任された破産管財人 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
- 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は 当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、 給材料等(使用済み部分を除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失に より滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管

理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受託者が所有する器具、材料その他の物品が あるときは、遅滞なく当該物品等を撤去(委託者に返還する貸与品、支給材料等については、 委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ 明け渡さなければならない。

- 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず 履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履 行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を 負担しなければならない。
- 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が 指示するものとする。 (契約保証金の返環)
- 第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは 契約保証金を返還しなければならない。 (裁判管轄)
- この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。 第15条 (その他)
- 第16条 受託者は、 この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22 年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律 第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約
- 状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協 議のうえ定めるものとする。
  - 注1 第9条及び第10条の【別表に定める各月の期間ごとの】並びに次頁の別表は、年間 を通して行われる継続的契約等の場合に用いること。
- 注2 政府調達の適用となる特定役務の場合にあっては、第13条に次の2項を加えること
  - 6 委託者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除 することができる。
  - 7 委託者は、前項の規定により契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼし たときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。
- 注3 個人情報取扱事務委託等の基準(令和5年1月6日総務局長決裁。以下「個人情報 基準」という。)に定める特定個人情報を含まない個人情報取扱事務を委託等する場 合には、第16条として次の条文を加え、「個人情報の取扱いに関する特記事項」(個人 情報基準別紙3)を添付し、第16条を第17条とすること。

(個人情報の保護)

- 第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際 には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- 注4 個人情報基準に定める特定個人情報を含む個人情報取扱事務を委託等する場合には 、第16条として次の条文を加え、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」(個 人情報基準別紙4)を添付し、第16条を第17条とすること。

(特定個人情報等の保護)

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって特定個人情報等を取り 扱う際には、別記「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を守らなければな らない。

#### 別表

月	支 払 金 額	
年 月		円

年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
合	計	円